

# IATA航空危険物規則書 第57版(2016年) 主要な改定点

一般社団法人航空危険物安全輸送協会(JACIS)

本資料は、主要な改定点のとりまとめであり、全ての改定点を網羅してはいない。詳細は規則書参照のこと。  
尚、昨年中に、Addendumにて修正または改定されたものには、改定マークが付されていないので留意のこと。  
(注:下記項目に「★」を付したものは、IATA航空危険物規則書の「第57版(2016年版)」の重要な変更点および改定点」(日本語版 xiii ページ、「英語版 xxiii ページ」)には反映されていないが、その他の改定点の中で重要と思われるものを当協会で選択し追加したものである。)

## 第1章－適用 (Applicability)

1.3.3.1	編集	混載貨物の定義を追加し、項目番号を再編した。(付録Aの用語に同じ)
---------	----	-----------------------------------

## 第2章－制限 (Limitations)

2.3.3.		手荷物危険物(運航者の承認を得て、機内持ち込みのみ認められるもの)
2.3.3.2	予備のリチウム電池	(2個以下で且つ(a)イオン 100Wh～160Wh, 金属量 2g～8g (b)イオン 100Wh～160Wh)
	追加	(a) 携帯医療用電子機器:事例に酸素濃縮器(POC=Portable Oxygen Concentrators)を追加した。 (b) 携帯電子機器:事例に電動工具(Power tools)を追加した。
2.3.4		手荷物危険物(運航者の承認を得て、全ての形態が認められるもの)
2.3.4.7	リチウム電池作動の電子機器	(イオン 100Wh～160Wh, 金属量 2g～8g)
	追加	(a),(b)は、上記2.3.3.2と同様の改定。 (c)として、受託手荷物の場合は、不慮の作動を防止する措置を取ることを追加した。
2.3.5		手荷物危険物(運航者の承認なしで、すべての形態が認められるもの)
2.3.5.9	電池を組み込んだ医療用を含む携帯電子機器	(イオン 100Wh以下、金属量 2g以下)
	追加	本機器の対象物品をより明確化した。消費者用電子機器に、タブレットとパワーバンクを追加した。 (JACIS注記:主たる目的が他の機器に電力を供給する物品は、機内持ち込みのみ認められる。 第56版での改定である。)(e)が追加:受託手荷物の場合、不慮の作動防止措置。
★2.3.5.17	新規	電子タバコ(e-cigarettes)を機内持ち込みのみとして可能とした。(Addendum)
表2.3.A	編集	手荷物危険物として認められる物品の一覧表。編集上の全面改定。 物品をアルファベット順にした。形態を2種に変更(受託手荷物、機内持ち込み)し、身に付けてを削除。 また、禁止物品を加えた。例:電子式ショック武器(スタンガン等)、強力な刺激性の器具(ペッパースプレー等)
2.8	変更	政府例外規定:新規 ネパール、ベネズエラ、運航者例外規定:新規4社、削除:SK 変更:多数

## 第3章－分類 (Classification) 特になし

## 第4章－識別 (Identification)

★4.2	編集	タイヤ(細字でTire assemblyで始まる)、定格圧力値を超えていない使用可能のタイヤにA59を追加。
特別規定		
★A59	編集	タイヤの非危険物の要件である。損傷または使用不能のタイヤと使用可能タイヤとに整理し、箇条書きにして分かりやすくした。

## 第5章－包装 (Packing)

5.0.1.3	編集	ULDに収納したまま搬入可能な危険物の種類を、9.1.4.1の内容に整合させた。
5.0.1.5.4	編集	オーバーパックに非危険物を収納可能である、という記述を追加した。
5.2.0.6	移動	旧5.2.0.6.1(ガスのシリンダーの圧力要件)を包装基準200(c)に移行した。(UN勧告と整合のため)
包装基準		
Y963	編集	ID8000(Consumer commodity)。A112(本品目が可能な分類、区分の範囲)の内容を挿入した。
	追加	ID8000以外の危険物とは同梱してはならない規定を追加した。
リチウム電池関係		
965	リチウムイオン電池単体	
	追加	1.Section IBの追加要件:外装容器に、強くて頑丈(rigid)とrigidを追加した。(Section IIと同じ) 2.Section IBとIIの外装容器の表に、容器の材料を追加した。(表965-IB,表965-II)
968	リチウム金属電池単体	
	追加	1.Section IBの追加要件:外装容器に、強くて頑丈(rigid)とrigidを追加した。(Section IIと同じ) 2.Section IIの追加要件:混載の制限は、1.3.3の項目再編成に連動した変更である。 3.Section IBとIIの外装容器の表に、容器の材料を追加した。(表968-IB,表968-II)
966、969	機器との同梱のリチウム電池(イオン、金属)	
	改定	1."機器"(Equipment)とはの記述を、一部改定し、包装基準の冒頭の序(Introduction)に挿入した。 機器とは、器具(device)または装置(apparatus)で、リチウム電池の電力の供給より作動するものを意味する。 [ 器具(device)を追加した。] 2.Section IIの追加要件:外装容器に、強くて頑丈(rigid)とrigidを追加した。 3.Section IIの外装容器の表に、容器の材料を追加した。(表966-II、表969-II)

967,970	機器組み込みのリチウムイオン電池およびリチウム金属電池	
改定	1."機器"(Equipment)とはの記述を包装基準の冒頭の序に插入した。 2.Section I の追加要件:外装容器に、強くて頑丈(rigid)とrigidを追加した。 3.Section IIの追加要件の改定 —外装容器に、強くて頑丈(rigid)とrigidを追加した。 —リチウム電池取扱いラベルの貼付除外条件の改定 ・ボタン電池のみ組み込まれた機器(サーキットボード含む)、または ・機器に組み込まれた4個以下の単電池または2個以下の組電池を収納した2個以下の包装物 (2 packages or less) の貨物(consignment) (注:本改定は、できるだけ早く導入することが望ましいが、包装物が3個以上の貨物(consignment)は、 <u>2016年12月31日まで</u> 、取扱いラベルの貼付なしでの輸送の継続は可能である。 —Section IIの外装容器の表に、容器の材料を追加した。(表967-II、表970-II)	

## 第6章 – 容器の規格と性能試験 (Packaging Specification and Performance Tests) 特になし

## 第7章 – マーキング、ラベリング (Marking and Labelling)

★7.1.4.3	削除	"SALVAGE" の文字サイズ(12mm)の経過措置は終了のため、注記を削除した。
★7.1.5.3	追加	環境有害物質マーク。(注の2に、△が付されているが、Addendumで追加された項目である。) A197(非危険物の要件)に従ったものは、環境物質マークの貼付けは要求されない。
★7.1.7.1 新7.1.7.1 新7.1.7.2 新7.1.7.3	編集 削除 編集 改定	オーバーパック内の包装物のマーキングが見えない場合の規定。項目を再編成した。 "OVERPACK"という文字サイズ(12mm)の経過措置(2016年1月1日から)の注記を削除した。 UN規格容器マーキングの再表示禁止、Yマークの再表示 複数オーバーパック時、各オーバーパックの識別マークと危険物の合計量の記載をmustの文章に改定した。 [前の版では、運航者が要求している(The operator requires)であった。]
★図7.2.A	編集	事例の図に、"Y"のないラベルが貼付されているが、注記として、解説を追加した。 地上(surface)輸送では少量危険物を示しているが、航空輸送では、全ての規則が順守され、この事例ではCAOの規定に従っている。

## 第8章 – 書類 (Documentation)

★8.0.1.2	編集	危険物申告書の作成不要の危険物:UN3164 Article,pressurizedの2件を追加した。
★旧8.1.3.8	編集	PSNIに"SALVAGE PACKAGE"の文言の追記の記述が削除された。(8.1.6.9.2(h)と重複のため)
8.1.6.9.2	改定	危険物申告書の個数欄の記載は、数字または英文字(例:One, Two)いずれでも良いとした。
★8.1.6.9.2 (b)の注	追加	空容器の場合の記述についての推奨の注記が追加された。 "EMPTY UNCLEANED"または"RESIDUE LAST CONTAINED"の文言は、順序1(正式輸送品目名)の前または後に記載する規定に係わらず、例えば、"1 Steel drum ,empty uncleand"という記載を推奨する。(JACIS注記:元々、量の記載は不要である)

## 第9章 – 取り扱い (Handling)

★表9.1.A	編集	受託手順の要約表(申告書不要等の品目)の品目名をアルファベット順に並べ変えた。
9.4.4	新規	損傷または漏洩のある包装物への対応を新規に規定した。 当該包装物への接近禁止およびローカルの安全および緊急時手順に従うこと。必要に応じて、関係当局による規定に基づく追加的手順を探ること。GHSの絵表示(pictogram)があれば、非危険物でも必要な対応を考慮しなければならないことがある旨も記述された。
★表9.5.A	編集	PIC(機長)への通知対象外危険物の一覧表。品目名のアルファベット順に並べ変えた。

## 第10章 – 放射性物質 (Radioactive Material)

★10.3.7.1.1	追加	核分裂性物質の定義から除外するものの追加 (従来の、(a),(b)に2項目(c,d)を追加した) (c): 核分裂性核種の物質が合計0.25g未満のもの。(d):(a)~(c)のいかなる組み合わせ
★10.5.6.3	追加	放射性物質のオーバーパックには、非危険物も収納可能である。
★10.5.8.3	追加	適用除外放射性輸送物が他の危険性を有する場合は、他の危険性が優先される規定。 参照の特別規定番号が、A130に加えてA194を追加した。
★10.7.1.3.1	編集	許容総重量のマーキングの記載要件。"輸送物の"総重量"が50kgを超えた場合と明確化した。
★10.7.1.3.2		
★10.8.8.3.3	追加	適用除外放射性輸送物のAWBの品名欄への記載項目の規定。注記を追加。 実際の荷送人または荷受け人の名前、住所は、AWBの他の場所にあれば記載は不要。
★10.9.3.2.2	編集	カテゴリー II および III の輸送物の動物からの隔離距離の規定。(9.3.13.2の規定) 24時間以下の輸送は、0.5m以上、24時間を超える場合は、1.0m以上の隔離距離とする。

## 付録 (Appendix)

H	新規	今後の規則の変更。第58版(2017年版)の改定点の事前の情報としてのまとめである。 ただし、ICAO Panelでの最終決定の文章ではないので、留意のこと。
---	----	--